

## 第1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成13年8月20日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成元年徳島県条例第5号。平成13年徳島県条例第1号による全部改正前のもの。以下「旧条例」という。）第5条の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇農業協同組合より提出された第12年度通常総代会報告関係書類のうち、①規定により知事に報告された総代会議決報告書、②第12年度通常総代会議事録の写し」についての公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成13年8月31日、実施機関は、本件請求に係る公文書を農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）及び農業協同組合法施行細則（昭和54年徳島県規則第26号。以下「県規則」という。）に基づき、〇〇〇農業協同組合（以下「農協」という。）から提出された、①「農協の総会等議決報告書及び業務報告書（報告文書）」、②「農協の第12年度通常総代会議事録」（以下「本件公文書」という。）と特定した。そして、本件公文書の内容について検討した結果、旧条例第6条第1項第1号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報」及び同条同項第2号の「法人等に関する情報であって、当該法人に不利益を与えることが明らかである情報」に該当する部分が含まれるとの判断により、当該部分を非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成13年9月21日、異議申立人は、本件処分を不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成13年9月26日、実施機関は、徳島県公文書公開審査会（現在は、徳島県情報公開審査会に名称変更。以下「当審査会」という。）に対して当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書のうち、②「農協の第12年度通常総代会議事録」

(以下「本件議事録」という。)に記載された異議申立人の発言部分及び当該発言に対する農協の回答について、本件処分の取消しを行い、公開を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び平成14年8月19日の当審査会口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 私は、農協の総代として第12年度通常総代会において発言をしており、農協から県に提出された本件議事録について、私の質問内容及び私の質問に対する農協からの回答に関する部分が、県に正確な報告がされているか疑問を抱いており、その内容を確認するため公開を求めるものである。
- (2) 公開された本件公文書を見ると、農協は平成13年7月2日付けで県に報告をしており、県は、同年7月31日付けで受付をしている。私は、本件請求とは別に農協に対して、第12年度通常総代会議事録の閲覧を同年7月中旬に求めたが、作成中ということで拒否をされている。農協から県への報告が行われた以後において、私が農協に閲覧を求めたにもかかわらず、なぜ農協が拒否をしたのか理解ができない。このようなことから、県に報告された本件議事録は、農協の都合の良いように修正したものではないかとの疑問を持っており、その疑問を解消するためにも、県が保有する本件議事録を公開すべきである。

なお、本件処分後において、農協から過去3年間の総代会議事録をもらっており、仮に県の保有する本件議事録が公開されれば、私の発言が正しく県に報告されたか確認ができるものである。

- (3) 今後において農協が発展していくためには、役員のための組合でなく、組合員の組合であるという原点に立ち返って、議事録等も自ら積極的に公開するような組合でないと、ダメであると考えている。

県は、2年に1回農協検査をしており、また、必要であれば適宜農協を指導していく立場にあるにもかかわらず、正確に議事録を記録することや県に報告後において本件議事録を公開しなかったことについて、なぜ指導できなかったのか不思議でたまらない。

このようなことから、本件議事録の内容が正確でないのではないかとと思っている。

- (4) 私も農協の総代として公開を求めているものであるから、条例により一般県民からの請求と同じような画一的な判断をするのではなく、私に対しては本件議事録が公開されるべきものであると考える。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については、次のとおりである。

## 1 本件公文書について

本件公文書は、農協法第54条の2第1項及び県規則第29条の規定に基づき、農協から県に対して提出されたものであり、これらの文書は、農業協同組合（以下「JA」という。）の健全な運営を図るため、県が指導等を行っていく上で必要な資料として提出を求めているものである。

## 2 部分公開について

本件公文書には、旧条例第6条第1項第1号及び同条同項第2号に規定されている非公開情報が含まれているため、旧条例第8条第1項の規定に基づき、当該部分を非公開とする部分公開決定をしたものである。

## 3 旧条例第6条第1項第1号の該当性について

本件議事録には、次の情報が記載されている。

- (1) 出席及び欠席した理事、監事の氏名（農協法第74条第2項第5号の代表権を有する者を除く。）
- (2) 定足数についての報告に係る発言者の職氏名
- (3) 開会及びJA綱領唱和に係る発言者の職氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 議事録署名者及び参与、書記の職氏名
- (6) 議事に含まれる職氏名
- (7) 議事のうち質問者の氏名及び発言内容
- (8) 議事録署名に係る議長、議事録署名者、出席した理事の氏名（農協法第74条第2項第5号の代表権を有する者を除く。）及び印影

これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別されるものであり、本号に該当するものと判断し、非公開としたものである。

## 4 旧条例第6条第1項第2号の該当性について

本件公文書のうち、次に掲げる部分については、法人の経営方針や内部管理に関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開としたものである。

- (1) 「農協の総会等議決報告書及び業務報告書（報告文書）」については、「代表理事組合長の印影」を非公開としたものである。
- (2) 本件議事録については、「第7号議案及び第9号議案のうち議案の概要に係る部分」、「組合長挨拶のうち内部情報に係る部分」、「中央会会長祝辞のうち内部情報に係る部分」、「議事に係る部分（個人情報として非公開とした部分を除く。）」、「原本証明の代表理事組合長の印影部分」以上について非公開としたものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

## 1 基本的な考え方について

条例は、県民の知る権利を尊重し、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的に制定されたものである。よって、条例の解釈、運用については、原則公開の立場に立ち、例外として非公開としなければならない事項の該当性について、事案の内容に即し、個別、具体的に判断するべきものとする。

なお、本件処分は、旧条例により行ったものであるが、改正後の徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「新条例」という。）においては、新条例附則第5号の規定により、「この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。」と規定されているため、本件事案の審査に当たっては、旧条例の規定により行った本件処分が、新条例の相当の規定に照らし、妥当なものであるか判断をすることとする。

## 2 本件公文書について

本件公文書は、JAが毎事業年度ごとの事業計画、事業報告書、規約の設定等に関する議決を総会又は農協法第48条第1項に定める総代会において行った場合に、農協法第54条の2第1項及び県規則第29条に基づき、農協が議事録等を行政庁である県に対して提出した書類である。これらの書類は、実施機関の職員が取得し、組織的に用いるものとして保有している公文書であり、その内容は次のとおりである。

### (1) 「農協の総会等議決報告書及び業務報告書（報告文書）」について

農協が県に報告書を提出するときの報告文書であって、農協の文書番号、日付、県の受付印、農協の所在地及び名称、代表理事組合長の氏名及び印影、総会等議決報告書及び業務報告書の提出理由等が記載されている。

### (2) 本件議事録について

農協が平成13年6月24日に開催した「第12年度通常総代会」の議事録であって、「開催日時及び場所」、「出席者数」、「出席及び欠席した役員の氏名」、「提出議案」、「組合長挨拶及び中央会会長祝辞」、「議事進行及び議事の内容」、「議長、議事録署名者、農協の役員の氏名、印影」、「原本証明のための代表理事組合長の氏名、印影」以上の内容が記載されている。

## 3 新条例第8条第1号の該当性について

### (1) 新条例第8条第1号について

本号は、プライバシーの概念及びその範囲について、法的にも社会通念上も確立したものではないことから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人が識別される情報については、原則として非公開とする方式（個人識別型）として定めたものである。ただし、個人が識別される情報であっても、非公開情報から除かれるべき情報

として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められるもの」及び「ハ 公務員の職務遂行に関するもの」について、ただし書の中に列記したものである。また、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、法人情報としての該当性を判断するものとして定めたものである。

このような新条例制定の考え方にに基づき、実施機関において個人が識別されるとして非公開とした情報に関し、本号の該当性を判断することとする。

(2) 質問者の発言内容等について

実施機関が非公開とした本件議事録の「議事に係る部分」の中には、総代の氏名及び質問内容が記載されており、この情報は、特定の個人が識別される情報に該当するものである。

異議申立人は、「私が農協の総代として総代会で質問した内容が県に正確に報告されているか確認したい」、「私も農協の総代として公開を求めているものであるから、条例により一般県民からの請求と同じような画一的な判断をするのではなく、私に対しては本件議事録が公開されるべきものであると考える」と主張している。

新条例による公文書公開制度は、請求権さえあれば請求者の属性を問うことなく、また、請求目的のいかんを問わずに請求を認めるとともに、公開、非公開の判断においても、請求者の個別的事情を考慮することなく判断しなければならないとされている制度である。したがって、新条例に基づく公開請求に対しては、たとえ異議申立人が発言した内容であっても、この情報は個人が識別される情報として、本号本文により非公開とせざるを得ないものである。また、この情報は本号ただし書きにより公開すべき情報に該当しないことは明らかである。

(3) 個人情報保護制度について

この情報に関しては、平成15年1月1日から施行されることになっている徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。）において、本人情報の開示請求権が認められることになっている。よって、この情報の公開の可否については、同条例に基づく個人情報保護制度において判断を行うべきであると考えられる。

#### 4 新条例第8条第2号の該当性について

(1) 新条例第8条第2号について

本号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。ただし、当該事業者の情報を非公開とする利益と当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合は、非公開情報から除かれると定めたものである。

このような新条例制定の考え方にに基づき、実施機関において法人の正当な利益を損

なうものとして非公開とした情報に関し、本号の該当性を判断することとする。

(2) 総代の質問に対する農協の回答部分について

異議申立人は「私の発言に対する農協の回答部分の公開を求める」、「私も農協の総代として公開を求めているものであるから、条例により一般県民からの請求と同じような画一的な判断をするのではなく、私に対しては本件議事録が公開されるべきものであると考える」と主張している。

確かに、実施機関が非公開とした本件議事録の「議事に係る部分」には、異議申立人からの質問に対する農協からの回答が記載されていると認められる。

先に述べたとおり、新条例に基づく情報公開制度は、本人の属性を問うことなく公開、非公開の判断をする制度である。よって、異議申立人の質問に対する回答であることは事実であるが、そのことによって、公開、非公開の判断が左右されることとはならないものである。

本件議事録は、農協法第48条第1項の規定による農協の意思決定機関である総代会の議事録であり、農協の事業計画、収支決算等に関する議案について、総代の質問に対し農協が回答した内容が記載されている。

これらの情報は、農協の事業運営に関する重要事項の審議検討過程の記録であり、農協法第35条第4項で、議事録の閲覧等が組合員及び組合の債権者に限定されていることからしても、広く一般に公開されるべき情報ではなく、法人の正当な利益を害するおそれのある情報に該当するということがいえる。

また、この情報は、本号ただし書により公開されるべき情報に該当しないことは明らかである。

よって、本件議事録に記載された情報が、異議申立人の質問に対する農協の回答であるとしても、本号本文により非公開とせざるを得ないものである。

## 5 異議申立人のその他の主張について

(1) 本件公文書の提出日等について

異議申立人は、公開された本件公文書の内容を見て、「農協は平成13年7月2日付けで県に報告をしており、県は、同年7月31日付けで受付をしている。私は、本件請求とは別に農協に対して、第12年度通常総代会議事録の閲覧を同年7月中旬に求めたが、作成中ということで拒否をされている。農協から県への報告が行われた以後において、私が農協に閲覧を求めたにもかかわらず、なぜ拒否をしたのか理解ができない」、「県も農協を指導する立場であるのに、正確な議事録の記録や組合員に対する公開をするような指導できなかったのか」と主張している。

農協法第35条第4項で組合員及び組合の債権者に限り、JAに対して議事録の閲覧及び謄写を求めると規定されており、また、県規則第29条では、議決の日から2週間以内に総会等の議事録の謄本を知事に提出しなければいけないことになっている。

異議申立人は、これらの規定に基づく閲覧の請求を拒否されたことや実施機関への報告に関する事務手続き等について、適正でないと主張をしているものであるが、当審査会としては、このことに関して実施機関に是正を求めるような権限を有しておらず、その是非について判断をすることはできないものである。

(2) 本件議事録の原本性について

異議申立人は、「農協から県に報告された本件議事録は、農協の都合の良いように修正したものではないかとの疑問を持っており、その疑問を解消するためにも、県が保有する本件議事録の公開を求める」と主張している。

このことについては、実施機関に対して農協が保有する議事録の原本と実施機関が保有する本件議事録の内容照合を求めたところ、平成14年8月21日に実施機関の職員3名が農協において原本との照合を行い、内容については相違ないとの文書回答を得ており、その他、異議申立人の主張を立証するものもない。

## 6 結 論

当審査会は、前記のとおり、本件公文書を個別、具体的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成13年 9月26日	諮 問
11月 7日	実施機関から理由説明書を受理
12月17日	異議申立人から意見書を受理
平成14年 8月 5日	異議申立人から意見書を受理
8月28日	実施機関から議事録の原本との照合等に関する報告書を受理
平成14年 6月20日 (第9回審査会)	審 議
7月25日 (第10回審査会)	実施機関から口頭理由説明の聴取、審議
8月19日 (第11回審査会)	異議申立人から口頭意見陳述の聴取、審議
9月17日 (第12回審査会)	審 議
10月28日 (第13回審査会)	審 議
11月19日 (第14回審査会)	審 議

### (審査会の意見及び要望)

当審査会としては、新条例の条文の解釈等について慎重審議の結果、冒頭のとおり結論を下したものである。

異議申立人は、「農協の総代であるから一般県民と違う扱いをすべきである。」と主張しているが、この制度は、個人の属性を問うことなく判断する制度である以上、当審査会としては、その事実をもって特別な取扱いをすることはできないものである。

また、異議申立人は、農協で議事録の写しを入手したことを認めており、かつ、その内容は実施機関の保有する本件議事録と同じであると思われることから、請求の趣旨は充足されていると考えられる。

しかしながら、新条例に基づく請求により公開をすることは無理であるとしても、請求の内容等からすると実施機関の判断で、情報提供を行う余地もあったのではないかと考えられる。

新条例第29条では、実施機関に対して情報提供施策の拡充に努めるよう求めている。

当審査会としては、新条例の趣旨を踏まえ、今後において県民から要請があった場合、県政情報の積極的な提供に努めるよう、実施機関に対し要望するものである。

(参 考)

徳島県情報公開審査会委員名簿

(平成14年11月19日現在)

氏 名	職 業 等	備 考
岸 田 元 美	徳島大学名誉教授	
喜 田 芳 文	弁護士	
中 田 清 春	元徳島県教育委員会教育長	
松 尾 博	元徳島新聞社論説委員長	会 長
三 谷 淳 二	社会福祉法人博友会理事	会長職務代理者

(五十音順)